

令和 8 年

第 9 回 阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和8年第9回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月25日（金）午後1時30分～午後2時15分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (15名)

1番	米	澤	実	
2番	片	岡	寛	之（副会長）
3番	板	東	由	裕
4番	赤	松	晃	一
6番	新	見	正	美（会長）
7番	坂	東	満	二郎
8番	江	東	幸	和
9番	唐	渡	義	伯
10番	天	満		仁
11番	森	本		定
12番	古	本	義	春
13番	大	村	敏	信（副会長）
14番	金	山	敬	治
15番	竹	内	正	法
16番	篠	原	安	博

4. 欠席委員 (4名)

5番	糸	谷	徳	文（中立委員）
17番	武	澤		守
18番	十	川	昭	夫
19番	十	川	幸	利（会長職務代理者）

5. 議事録署名委員

3番	板	東	由	裕
4番	赤	松	晃	一

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第5号議案 非農地証明について
第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第9回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

皆様、何かとご多忙の中、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、このメンバーでの最後の総会を迎えることとなりました。私は、委員の皆様、そして事務局の皆様の温かいご支援とご協力のおかげで、3年にわたる委員活動を無事に全うすることができました。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。それでは、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。これより総会を始めさせていただきます。着座にて進行いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の、出席委員数は、15名で、定足数に達

しておりますので、これより令和8年第9回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名すること、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、3番板東委員、4番赤松委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第7号までの、7議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくよう、お願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番から3番 5番から7番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)について説明いたします。今月の申請は、7件となりますが、案件番号1番は農地法第3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、6件となります。内訳としまして、売買が3件、贈与が3件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。ただし、案件番号4番につきましては、阿波市農業委員会総会会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができない。」とありますので、案件番号4番は最後に説明させていただきます。

はじめに、案件番号2番、地図は、4ページ、5ページをご覧ください。地目は田 1筆 面積は1,176㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲渡人で

ある叔母が譲受人である甥に農地を譲るため今回の申請に至りました。譲受人と父親が農作業に従事していて、水稻及び茄子を作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号3番、地図は、6ページ、7ページをご覧ください。地目は田、5筆 面積は併せて1,958 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、茄子を作付けされております。申請地にも茄子を作付けする予定です。

続きまして、案件番号5番、地図は、10ページから12ページをご覧ください。地目は田、3筆 面積は併せて2,743 m² 契約内容は、贈与となっております。譲渡人である叔父が譲受人である甥に農地を譲るため今回の申請に至りました。譲受人は譲渡人の住居及び農地を譲受け、阿波市に転居予定です。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、13ページ、14ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は779 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻が農作業に従事していて、水稻、ブロッコリーを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、15ページから22ページをご覧ください。地目は田、5筆 面積は併せて10,325 m² 契約内容は、贈与となっております。譲渡人がその娘である譲受人に農地を譲るため今回の申請に至りました。譲受人と母で農作業に従事し季節野菜、春と夏はじゃがいもと玉葱、秋と冬は人参と大根を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないように譲受人が解消をしていきますとの回答を頂いております。機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号2番・3番 5番から7番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号2番・3番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。番号2の案件について現地確認を行い関係者から状況を聞きました。この土地については、以前から個人で貸し借りをしておりましたが、この度贈与という形で話がまとまりました。譲受人はすでに家

族と一緒に農業しており、面積が増えるということで、特に問題は生じないものと思います。続きまして、番号3の案件ですが、譲受人から事情を聞き現場も確認してきました。この土地につきましても、両者の間でこれまで継続的に貸し借りが行われてきた土地で、この度売買の話がまとまりました。譲受人は、市外ありますが善入寺島であるとか香美周辺でも耕作しております。また機械類もこの近所に置いているので、今後の農地の管理という面からも特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。譲渡人から譲受人に贈与します。譲受人はおいになり、譲渡人には子供がなくすべての土地を譲ると聞いています。申請地の49番50番は、水稻をしているんですが、16番については、もう10年前から荒れており、そこを開墾して農地にすると聞いております。お願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。この土地は耕作放棄地で、譲受人の地続きの土地では水稻・ブロッコリーを耕作しており、以前から買ってくれませんかという話があり、今回売買に至りましたので、大丈夫だと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号7番の土地ですが、事務局が説明あった通り、親子関係の贈与ということで、季節野菜を栽培するということです。面積が広いので、本人たちができる範囲ということで、今のところは現地調査を行ったところ、荒らしてはなく適切に耕作を行うということで、大丈夫だと思いますので、皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号2番・3番 5番から7番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号2番・3番 5番から7番については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第1号議案の番号4番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは最後に案件番号4番、地図は8ページ、9ページをご参照ください。地目は田、2筆 面積は併せて2,009㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と父親が農作業に従事していて、水稻、葱、ブロッコリー等を作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第1号議案の番号4番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号4番を9番唐渡委員をお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。譲渡人が農地を少しずつへらしていくということで今回の話が成立したみたいです。農地2筆ありますが、1枚になっております。先日まで、譲渡人が米を作ってまして、耕運も終わっており、その後譲受人に渡すと聞いております。以上です、よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号4番について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号4番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

（●●●委員着席する）

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。それでは番号1 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田及びため池で農地台帳記載有 面積は、併せて317㎡ 転用目的は、「駐車場」です。地図資料23ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立伊沢小学校」から西へ約1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった第1種農地と認められますが、「集落に設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。申請者は●●●を営んでおり隣地に●

●●がありますが、手狭で駐車場として利用できるスペースがなく、客が路上に一時的に駐車しているといったことが起こっておりました。申請地は●●●に近く、間口も広く県道からの出入りがしやすい土地であるため、路上駐車等の解消を目的に農地法の許可を得ず駐車場として整備してしまいました。今後も現状のまま利用したいため、始末書を付けて申請するにいたしました。現況は、表土すきとり後良質土とクラッシャーを入れ整地された状態となっており、周囲には壁もあり土砂の流出等の恐れは無いものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、156 m² 転用目的は、「宅地の一部及び通路」です。地図資料 25 ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場中学校」から北東へ約 350m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請者は昭和43年から現在の住所に住んで農業を営んでいます。昭和50年ごろに亡き夫が申請地の隣接地に農業用倉庫を建て、進入路として本申請地を農地法の許可なく整備してしまいました。この度、農地のままであったことが発覚し、他の進入路も無く今後も現状のまま利用する必要があるため、始末書を付けて申請するにいたしました。現況のままコンクリート張りの状態で利用し、土砂の流出等の恐れは無いものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで西側道路側溝へ放流することで維持管理課と協議済みであり周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第6項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。事務局の説明の通りで、現場を確認しました。もうすでに駐車場になっているということで、始末書案件ということですのでご審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を11番森本委員にお願い

します。

○11番（森本委員）11番森本です。申請者から20日に説明を受けました。その前日に私は現地を確認してきております。21年前から私はここをよく知っており、事務局の説明通りでその当時から何も問題がおきておりませんので、今後も問題はないというふうに考えております。以上です。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第2号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）それでは第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）を説明いたします。また番号1、2については申請者及び同一の目的であるためまとめて説明させていただきます。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、823 m² 転用目的は、「太陽光発電施設」番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1,279 m²の内160 m² 転用目的は、「番号1のための進入路」地図資料の27ページを併せてご参照ください。今回の案件は、令和4年9月の阿波市農業委員会総会で審査して頂き令和4年10月6日にそれぞれ農地法第5条転用許可がなされた案件です。その後、事業計画の変更に伴い太陽光パネルの設置が困難な状況になり許可の取消願が提出されました。許可取り消し後は農地として活用する予定です。以上第3号案件の農地法第5条の規程による許可の取消願について説明

を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から、第 3 号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第 3 号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。

番号 1 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、875 m² 転用目的は、「資材置場」の一時転用で、「賃借権の設定」です。地図資料の 29 ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立伊沢小学校」から東へ約 200m に位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地ですが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」とある不許可の例外規定に該当すると思われます。転用者は阿波市で、阿波市道東原 1 3 号線の道路改良事業により、東原 294 番の土地を 294 番 1、294 番 2 に分筆し、294 番 2 は阿波市が買収し道路区域として利用、本申請地である 294 番 1 を一時転用で資材置場として利用する計画です。なお、市導認定をしている道路区域は転用不要案件となっています。土地の造成等については、表土をすきとり後転圧し、重機、資材置場となる箇所には敷鉄板をする計画で、周囲より低く壁もそのまま利用するため土砂の流出は無いと思われます。また、工事終了後は、敷鉄板を撤去し、表土を埋め戻して農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、

許可後 2 年間となっています。給排水については必要なく、雨水は地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。

番号 2 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、38,670.36 m² 転用目的は、「土砂の仮置場」の一時転用で、「賃借権の設定」です。地図資料の 31 ページを併せてご参照ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成小学校」から北へ約 850m に位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地ですが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号イ規定の「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」とある不許可の例外規定に該当すると思われます。2024 年 12 月頃より徳島自動車道 4 車線化工事が始まっており、現場西側にて全長約 2km にわたってトンネル掘削工事を実施します。掘削工事に伴い大量の土砂が発生し、発生する土砂の仮置き場が必要となりました。この度、申請地を一時的な仮置場として利用する計画があり一時転用の申請をするに至りました。土地の造成等については、表土をすきとり後、土木シートを敷設し、運搬してきた土砂の盛土を実施。盛土の下には予防策として吸着マットも設置し、土壤汚染対策法、徳島県生活環境保全条例については県担当課と協議済みです。盛土規制法については申請不要で県担当課と協議済みで、土砂が周りに流出しないよう安定勾配で土羽固めや土嚢等で対策をして管理する計画です。その他、法定外公共物の使用については建設課と協議済み、事業地内の農業用水は事業期間中使用できなくなることについては土成合同事務所と協議済みです。また、工事終了後は、盛土・土木シート・吸着マットを撤去し、表土を埋め戻して農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、許可後 3 年間となっています。給排水については必要なく、排水は雨水のみで南側に沈砂池を 2 か所設けポンプアップで道路側溝に放流する計画で担当課と協議済みであり、周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。

番号 3 番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑、現況は「宅地」面積は、329 m² 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の 33 ページを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境施設組合」から南東へ約 600m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認められます。転用者は妻の実家近くで持ち家を建てたいと考えていたところ、妻の親が所有している土地で住宅を建築することで話がまとまりこの度の申請に至りました。なお、本申請地は昭和 52 年頃に所有者の義父が農地法の許可をえず住宅を建て、その後平成 6 年頃に解体撤去された住宅跡地となっています。所有者は土地を相続した身であり、今回の申請に至る中で初めて農地法の手続きがされていなかった

ことが発覚し、事の顛末を記載した始末書を提出いただいております。土地の造成等については、表土をすきとり後整地するのみで、土砂の流出は無いと思われます。給水については南側県道より引き込むことで担当課と協議済みです。排水については、生活排水は合併浄化槽経由後南側県道側溝へ放流、雨水は敷地内で地下浸透及び南側県道側溝へ自然放流することで吉野川県土整備事務所と協議済みであり、周辺の農地には影響しないと思われます。

以上、第4号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。1番につきましては、現状確認をいたしました。公共工事に係る期間限定の案件であり、2年間の一時的な転用なので、別に問題なしと思いますどうぞよろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。高速道路の拡幅工事に伴う、浦池のトンネルの盛土なんですが、面積が広いので事務局及び●●●からの説明もあり、納得しておりますので、大丈夫だと思います。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。案件番号3番ですが、昭和50年代に宅地に転用ができていなかったところへの今回の申請になりますので、事務局の説明通りに適切に処理されると思いますので、どうぞご審議をよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第5号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番 議案書14ページ、地図資料は35、36ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、畑、現況地目は宅地で1,347㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われれます。以上、ご審議のほど宜しく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を13番大村委員にお願いします。

○13番(大村委員) 13番大村です。概要については、事務局の説明の通りです。先日現地調査を行いました。申請地には20年以上を経過したとみられる住宅が建っており、撤去等が困難であり、原状回復できないため、許可もやむなし

と考えております。以上、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第 5 号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第 5 号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第 6 号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和 8 年 9 月 24 日付け阿農振第 662 号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和 8 年農用地利用集積等促進計画第 9 号」をご覧ください。5 ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、29 件 89 筆 総面積 87,096 m² の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、31 筆 40,284 m²。使用貸借が、13 筆 7,963 m²。次に、新規で賃貸借が、41 筆 34,895 m²。使用貸借が、4 筆 3,954 m²。なお、解約者につきましては、6 ページをご覧ください。5 件 14 筆 15,664 m² となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありますか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（瀬尾）失礼いたします。農業振興課の瀬尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、カッコがあるものについてはカッコの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書は15ページから18ページとなります。今月は、6件27筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が5件23筆、農地法第3条による使用貸借は1件4筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、19ページから21ページとなります。今月は、8件21筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、7件20筆、残存小作による解約が1件1筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局(伊坂) 続きまして、報告第3号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。番号1番につきましては、届出者の申し入れにより、保留とさせていただきます。続きまして、番号2番、議案書22ページ、地図資料は39・40ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目・現況地目ともに「田」で、登記面積は467㎡のうち94.5㎡の転用でございます。転用目的は「農業用駐車場」で、届出地には令和8年10月に車両などの保管をする農業用駐車場を整備したいので、農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について、以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なしの声」あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第9回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。最後になりますが、改めまして、この3年間ご一緒させていただいた皆様に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。皆様の今後のますますのご活躍とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

(終了時間 午後2時15分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員